（内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部改正）

**第三条**　内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別表**<br>部局長<br>［略］<br>個人情報保護委員会事務局長<br>カジノ管理委員会事務局長<br>金融庁長官<br>［略］ | **別表**<br>部局<br>［略］<br>個人情報保護委員会<br>カジノ管理委員会<br>金融庁<br>［略］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この府令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。ただし、改正後の内閣府所管旅費取扱規則第九条第二項第一号、第八号及び第十一号の規定は、平成十三年一月六日から適用する。

# 省　令

**○農林水産省令第一号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月六日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （本省及び各外局別の定員）<br>**第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。 | （本省及び各外局別の定員）<br>**第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。 |

| 区分 | 定員 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 本省 | 一五、〇七三人 | |
| 林野庁 | 四、七五三人 | |
| 水産庁 | 九三七人 | |
| 合計 | 二〇、七六三人 | |

| 区分 | 定員 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 本省 | 一五、〇七七人 | |
| 林野庁 | 四、七五三人 | |
| 水産庁 | 九三七人 | |
| 合計 | 二〇、七六七人 | |

**附　則**

この省令は、令和二年一月七日から施行する。